

農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務 仕様書

1 委託業務名

農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、相談会や展示販売会等の開催自粛により、農福連携の取組みやノウハウ商品をPRする機会が減少している。

このため、農福連携の取組みをコロナ禍にも対応したメディア媒体を活用して情報発信することで、農業及び福祉関係者、一般県民の理解を深め、農福連携の促進を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

4 業務内容

（１）PR動画の制作・配信

農福連携の取組みをPRする動画を制作し、各種メディア媒体による配信を行う。

<動画の制作>

① 企画

以下の目的に沿った動画を制作すること。

- ・農業及び福祉関係者が農福連携の目的や効果、課題等への理解を深め、農福連携の取組意欲を高める。
- ・一般県民が農福連携の社会的意義を理解し、ノウハウ商品の購入等、取組みへの支援意識を高める。

② 内容

- ・3分以内の動画を1本制作し、その他、配信するメディア媒体用に編集した動画を制作すること。
- ・県内事業者（農業者、福祉事業所等）の取組事例を含め、農福連携の取組みやノウハウ商品等を効果的にPRする内容とすること。
- ・障がい者がいきいきと農作業に励む姿や、それを支援する農業者及び福祉事業所職員等の姿が魅力的に伝わること。
- ・農福連携の目的や効果、社会的意義等が伝わる構成とすること。
- ・動画は、いずれWEBサイト等に掲載する可能性がある上、制作すること。
- ・それぞれの内容は、企画提案の内容を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。

③ 取材・撮影

- ・取材先の選定や取材に係る日程調整等は、県と協議の上決定するものとする。

- ・使用する映像及び画像は、原則、全編撮影とするが、季節等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、県等が提供する借用映像や画像を使用することも可能とする。借用映像を使用する際の手続等は、受託者が行うこと
- ・撮影日数は2日以上とすること。ただし、ロケハンは日数に含まないこと。
- ・農業者及び福祉事業所等への謝礼は、6,000円／時間を支払うこと。
- ・取材は、本事業を遂行するにあたり十分な知識と経験を有するスタッフが行うこと。

④ 編集

- ・適宜、テロップやBGMを挿入すること。

<動画の配信>

① 内容

- ・動画の配信媒体については、下記のとおりとすること。なお、実施にあたっては、その具体的な実施手法を提案すること。
- ・その他、より多くの視聴者へ配信する効果的な媒体があれば、提案すること。

【テレビ】

- ・地元テレビ局で放映すること。
- ・放映回数30回（ゴールデンタイム）と同等以上の効果が見込めるものとすること。

【屋外大型ビジョン広告】

- ・県内の駅前等に設置された屋外大型ビジョンで放映すること。
- ・放映回数900回（30日×2回／時間×15時間）と同等以上の効果が見込めるものとすること。

【バス車内モニター広告】

- ・県内バス会社のバス車内モニターで放映すること。
- ・約20分に1回、1か月以上の放映と同等以上の効果が見込めるものとすること。

（２） 啓発資料の制作・広告

農福連携の取組みをPRする啓発資料を制作し、各種紙媒体メディアに掲載する。

<啓発資料の制作>

① 企画

以下の目的に沿った啓発資料を制作すること。

- ・農業及び福祉関係者が農福連携の目的や効果、課題等への理解を深め、農福連携の取組意欲を高める。
- ・一般県民が農福連携の社会的意義を理解し、ノウハウ商品の購入等、取組みへの支援意識を高める。

② 内容

- ・農福連携の取組みやノウフク商品を効果的にPRする内容とすること。
- ・原稿作成、素材の調達、デザイン・レイアウト編集、データ作成、入稿の一切は、受託者が行うこと。
- ・資料に使用する画像等（写真、イラスト、アイコン等）は受託者において入手することを原則とする。ただし、岐阜県が所有するものを貸与することもできる。この場合、貸与資料の複製・複写の可否、返却等については、岐阜県の指示に従うこと。
- ・使用する素材の権利処理（著作権、肖像権、意匠権、利用許諾等）は受託者が行うこと。
- ・それぞれの内容は、企画提案の内容を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。

③ 仕様・校正

- ・仕様は、広告媒体に沿った仕様とすること。
- ・校正回数は、文字デザイン校正は3回以上、色校正は2回以上とすること。
- ・デザイン原稿作成段階で案を県に提出し、了解を得ること。また、修正の指示がある場合は従うこと。

<啓発資料の広告>

① 内容

- ・啓発資料の広告媒体については、下記のとおりとすること。
- ・広告掲載時期は、県と協議の上決定するものとする。
- ・その他、より多くの読者へ配信する効果的な媒体があれば、提案すること。

【新聞】

- ・一般地元紙2社の県内版ページで1回以上広告すること。
- ・広告仕様は、半5段モノクロとすること。

【フリーペーパー】

- ・県内タウン誌12誌以上で1回以上広告すること。
- ・広告仕様は、本文1／4以上（カラー）とすること。

（3） 納品

<動画の制作・配信>

- ・納入媒体：DVD-R
- ・数量：①3分以内の動画が記録されたDVD-R 65枚以上
②メディア媒体用素材動画が記録されたDVD-R 各1枚
③本業務にあたって撮影した全ての映像データが記録されたDVD-R 1枚
- ・納品形態：①ジャケット（片面カラー）付き、半透明スリムケースに封入
②、③タイトルを簡易印刷し、OPP袋に封入
- ・納品予定：①動画完成時
②、③業務完了時

- ・その他：
 - ・PCで再生可能なWMV形式及びMP4形式のデータとすること。
 - ・ジャケットデザイン原稿は、作成段階で案を県に提出し、了承を得ること。また、修正の指示がある場合は従うこと。
 - ・電子データは、ウイルス対策ソフトで十分検査した上で納品すること。

<啓発資料の制作・広告>

- ・納品物：①掲載広告の完成稿の電子データDVD-R 1枚
 - ※電子データは、PDF及びIllustratorデータの2種類。
- ②掲載紙（新聞）各1部
- ③掲載誌（フリーペーパー）各2部
- ・納品形態：①タイトルを簡易印刷し、OPP袋に封入
- ・納品予定：業務完了時
- ・その他：電子データは、ウイルス対策ソフトで十分検査した上で納品すること。

<納品場所>

岐阜県庁9階 岐阜県農政部農業経営課

（４） その他

- ・撮影許可、楽曲使用等で必要となる一切の手続については、受託者が行うこと。
- ・成果物について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- ・この仕様書に定める納品物以外にも、発注者の必要に応じて資料等を提供すること。
- ・この他、定めのない事項については、発注者と十分な協議をし、決定すること。

5 業務実施体制

- （１） 受託者は、本業務を実施する事業実施責任者を配置すること。
- （２） 事業の実施に当たり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。
- （３） 事業実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

6 業務の実施計画

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。

7 業務実施状況の報告

委託者である県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、いつでも受託者に対し、報告を求めることができる。

8 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務が完了後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 委託業務報告書（業務の実施期間及び内容等）

9 支払い条件等

- (1) 県は、本業務が完了し、検査した後に本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払請求することができる。

10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

受託者は、受託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (3) 個人情報の取扱い

受託者が受託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）及び別記 1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努めること。

- (4) 守秘義務

受託者は、受託業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (5) 知的財産権等の取扱い

受託者は、受託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

受託業務に係る成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、別記 2「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

11 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

- (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らし、合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- (2) 受託者は暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することが

できないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

1 2 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合には、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。なお、委託期間終了もしくは契約の取消し等により次期受託者が業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

1 3 その他

(1) 資料及びデータの提供

本業務の遂行にあたり、受注者は、発注者の所有する映像及び画像データ、パンフレット等紙媒体について、提供を受けることができるものとする。

(2) 打合せ等

本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、契約後詳細な打ち合わせにより、発注者と十分協議の上決定する。

(3) 瑕疵担保責任

納品後1年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、発注者の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 協議等

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

岐阜県（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）は、次の基準に従って個人情報を取り扱うものとする。

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄）

第 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第 6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（事務従事者への周知）

第 8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は甲自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第 11 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における対応)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務の成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真、映像その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第 2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真、映像その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿、原画
 - 二 写真
 - 三 映像
 - 四 その他の素材
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真、映像その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 受託者は、発注者に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真、映像その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、成果物等の電子データが入った納入物（DVD等）を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に発注者に移転する。